

指定公金事務取扱者の公金事務検査実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び第2項の規定により指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）について、同法第243条の2第8項の規定により公金事務の状況の検査を実施するに当たり、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（検査の方法）

第2条 規則第112条第3項に規定する検査は、定期検査及び臨時検査として実施するものとする。

2 前項の定期検査は、原則、1年に1回、書面検査により実施するものとする。ただし、複数の会計年度にわたり同一の公金事務を同一の指定公金事務取扱者に委託している場合において、直近の定期検査の結果が適正であるとき又は天災その他特別な事情があるときは、数年に1回、実施することができるものとする。

3 第1項の臨時検査は、定期検査により重大な法令違反等が判明したとき、公金事務に係る事故が発生したときその他会計管理者が必要であると認めるときに実地検査により実施するものとする。

（検査員及び検査立会人）

第3条 会計管理者は、規則第113条第2項の規定により、出納局会計課の会計職員の中から検査員を2人以上指名し、検査班を編成するものとし、上席の会計職員を班長とする。

2 会計管理者は、前条第3項の規定により臨時検査を実施するときは、当該公金事務を所管する所属の職員の立会いを求めることができるものとする。

（検査実施計画）

第4条 会計管理者は、検査の対象とする公金事務、実施時期、検査の内容及び手法その他必要な事項について、会計年度ごとに実施計画を定め、検査を実施するものとする。ただし、第2条第3項に規定する臨時検査を実施する場合にあっては、この限りでない。

2 会計管理者は、実施計画を定めるに当たり、公金事務を所管する所属の長に対し、委託契約書その他検査の実施に必要な書類の提出を求めるものとする。

（検査対象期間）

第5条 検査の対象期間は、原則として検査日の属する会計年度の前会計年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、第2条第3項に規定する臨時検査を実施する場合にあっては、この限りでない。

（検査事項）

第6条 検査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 公金事務の執行に関すること
- (2) 公金の取扱いに関すること
- (3) 公金事務の帳簿及び書類の整理及び保管に関すること
- (4) 前回検査時の指摘事項に関すること
- (5) その他会計管理者が必要であると認める事項

(検査の通知)

- 第7条 会計管理者は、検査を実施しようとするときは、指定公金事務取扱者に対し、検査日の1か月前までに検査の方法、検査の対象とする公金事務、検査の内容その他必要な事項を通知するものとする。ただし、第2条第3項に規定する臨時検査を実施しようとするときその他特別の理由があるときは、この限りでない。
- 2 会計管理者は、前項の規定による通知をしたときは、公金事務を所管する所属の長に対し、前項の通知の写しを添えて検査の実施を通知するものとする。

(検査の提出書類等)

- 第8条 指定公金事務取扱者は、前条第1項の規定による通知があったときは、別に定める帳簿及び書類を会計管理者に提出しなければならない。

(検査の報告)

- 第9条 検査員は、規則第119条の規定により、検査の終了後速やかに検査結果を取りまとめ会計管理者に報告しなければならない。

(検査書の交付等)

- 第10条 会計管理者は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第120条第1項の規定により、速やかに検査書を添えて指定公金事務取扱者に検査結果を通知するものとする。
- 2 会計管理者は、前項の規定による通知をしたときは、公金事務を所管する所属の長に対し、前項の通知の写しを添えて検査結果を通知するものとする。
- 3 第1項の検査書により改善措置の指示を受けた指定公金事務取扱者は、規則第120条第2項の規定により、その結果について、原則1か月以内に会計管理者に報告しなければならない。
- 4 会計管理者は、前項の規定により報告を受けたときは、公金事務を所管する所属の長に対し、その内容を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年12月16日から施行する。

(県税収納事務受託者の収納事務検査実施要領の廃止)

- 2 県税収納事務受託者の収納事務検査実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年9月18日から施行する。